

松木晶裕局長	御起立願います。礼。御着席ください。
渡部泰明会長	<p>皆さん、おはようございます。今日も寒い中、本会に御出席いただきありがとうございます。本日、欠席されている方の中にも、インフルエンザの方もいらっしゃるようでございます。この松山地方も、かなり今、インフルエンザがはやっておりますので、皆様方も十分お気をつけいただいたらと思います。</p> <p>それでは、ただいまから、第166回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により本総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には、拓南地区の大西委員、東中島地区の村上委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>なお、本日は、地元説明の案件がございますので、桑原地区の江戸推進委員にも御出席いただいておりますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号～10号、10件の議案が提出されておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号、「農地法第18条第6項解約通知専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部純三主幹	<p>はい。通常、解約通知の場合は、地区審査の後、総会で決定していただいておりますが、今回、市街化区域の5条届出と併用の案件でございますので、転用事務処理期間の関係から、地元委員の了承を得て、専決処理をさせていただきます。</p> <p>それでは、御報告いたします。</p> <p>1番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に、5条届出により転用するものでございます。</p> <p>なお、離作補償給付金を支払うとしております。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。

	<p>ただいま、事務局から、議案第1号につきまして説明がございました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第2号、「農地法第4条届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久 壽基 次長	<p>はい、それでは、御報告いたします。</p> <p>平成29年12月26日～平成30年1月25日に専決処理した案件は7件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら7件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、7件全て住宅用地で、4,739平米となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第2号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第3号、「農地法第5条届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久 壽基 次長	<p>はい、それでは、御報告いたします。</p> <p>平成29年12月26日～平成30年1月25日に専決処理した案件は24件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら24件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地9件、4,240平米、商工業用地14件、7,832平米、公的用地1件、561平米となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第3号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第4号、「農地法第18条第6項解約通知報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部 純三 主幹	<p>はい、それでは、御報告いたします。</p>

	<p>1番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>2番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>3番、本件は、昭和61年10月7日に農地法第3条許可により設定された賃借権でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第5号、「農地法第3条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部純三主幹	<p>はい、それでは、御説明いたします。お手元に審査基準1号～7号を整理した調査票がございますので、あわせてごらんください。</p> <p>1番、譲受人は、農地約82アールを耕作する農業者でございます。このたび、自作地に近い申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>2番、譲受人は、新規農業者でございます。このたび、申請地を取得し、新たに</p>

農業経営を始めるものでございます。

なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

3番、譲受人は、農地約123アールを耕作する農業者でございます。このたび、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

4番、譲受人は、農地約66アールを耕作する農業者でございます。このたび、自作地に近く耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

5番、譲受人は、農地約100アールを耕作する農業者でございます。このたび、自作地に近く耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

6番、譲受人は、農地約66アールを耕作する農業者でございます。このたび、自作地に近く耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

7番、譲受人は、農地約44アールを耕作する兼業農家でございます。このたび、自宅に近く耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

8番、譲受人は、農地約53アールを耕作する兼業農家でございます。このたび、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

9番、譲受人は、農地約40アールを耕作する農業者でございます。このたび、自作地に隣接し耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

10番、譲受人は、農地約294アールを耕作する兼業農家でございます。このたび、小作地解放により申請地を取得し、農業経営の安定を図るものでございます。

11番、譲受人は、農地約30アールを耕作する農業者でございます。このたび、自作地に近く耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

12番、譲受人は、農地約177アールを耕作する農業者でございます。このたび、申請地の贈与を受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

以上でございます。

渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>それでは、次に、地元委員から補足説明をお願いいたします。2番は、所在地が小野地区であります。家久委員からお願いいたします。</p>
家久英雄委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>申請人は、桑原地区に居住しておりまして、このたび、小野地区にて新規に農業を始めたいと申請に及んだものでございます。</p> <p>今でも親戚の農業の手伝いを10年間行い、今後も当面は助言をもらいながら耕作するとのことで、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元といたしましては了承いたしました。なお、本会での御審議をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に、住所地が、桑原地区であります。江戸推進委員、お願いいたします。</p>
江戸貴幸委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、受人は、新たに農業を始めるため農地を取得したく本申請に及んだものであります。</p> <p>住所地の推進委員として、地区審査において、今後の営農計画書及び開園計画書を確認いたしましたところ、引き続き水稻・栗等の栽培を行うとの申出であり、また、農薬・除草剤等の使用も地域の基準に従いながら行うとしていることから、了承いたしました。なお、本会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第5号につきまして事務局並びに地元委員から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p>

	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第6号、「農地法第4条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
	<p>藤久壽基次長</p>
	<p>はい、それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件申請人は、現在、借家住まいをしていることから、このたび、本申請地へ自己住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は、伊予鉄鷹ノ子駅からおおむね300メートル以内にあることから、第3種農地と判断されます。</p> <p>2番、本件申請人は、市内南土居町に居住し、農地約58アールを耕作する兼業農家でございますが、昭和50年当時、居宅敷地が手狭であったことから、父親が農地法の許可を得ず本申請地を敷地拡張していたもので、今回、違反の解消を図りたいとしております。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地でございますが、例外許可事由の集落接続に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。</p> <p>なお、優良農地の転用であり、今月28日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。</p> <p>3番、本件申請人は、市内南高井町に居住する農業者でございますが、高齢のため全耕作農地の維持管理が難しくなったことから、このたび、本申請地を27台分の近隣事業所従業員への貸露天駐車場として利用したいとしております。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>4番、本件申請人は、市内高木町に居住し、農地約50アールを耕作する農業者でございますが、昭和42年当時、居宅敷地が手狭であったことから、農地法の許可を</p>

<p>渡部 泰明 会長</p>	<p>得ず本申請地を敷地拡張していたもので、今回、違反の解消を図りたいとしております。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は、住宅・事業所・公共施設・公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第6号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部 泰明 会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>なお、この案件につきましては、県許可分であります。2番につきましては農業会議の意見を聴いた後、その他は直ちに意見を付して、県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第7号、「農地法第5条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>藤久 壽基 次長</p>	<p>まことに申し訳ございませんが、御審議いただく前に、議案の訂正をお願いいたします。7番の譲受人の住所が福角町となっておりますけれども、これを権現町に訂正していただくようお願いいたします。</p> <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件受人は、市内来住町で松山のぞみ幼稚園を運営する学校法人でございますが、既存の駐車場が手狭で支障を来していることから、このたび、隣接する本</p>

申請地を取得し、職員用 25 台分の露天駐車場として利用したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地でございますが、例外許可事由の土地収用法対象事業に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。

なお、優良農地の転用であり、今月 28 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。

また、本件は、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で、御審議をお願いいたします。

2 番、本件受人は、各種福祉事業を行う NPO 法人でございますが、このたび、地域福祉の充実を目的に、本申請地を取得し、定員 8 名のグループホームを建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、住宅・事業所・公共施設・公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

3 番、本件受人は、電気工事を主な業務とする法人の代表取締役でございますが、このたび、法人が利用する既存の資材置場・駐車場を地主の都合により返還しなければならなくなったことから、新たに本申請地を取得し、法人が電柱・配管材・各種トラック等の置場として利用する貸露天資材置場及び駐車場を設置したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、住宅・事業所・公共施設・公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

4 番、本件受人は夫婦で、市内余戸東一丁目の大城外科胃腸科の勤務医でございますが、このたび、独立開業することになり、本申請地を取得し、診療所を開設したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、住宅・事業所・公共施設・公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

5 番、本件受人は、自動車販売業を主な業務とする法人でございますが、業務拡大に伴い、現駐車場が手狭で支障を来していることから、新たに隣接する本申請地を賃借し、従業員車両・預かり車両 60 台分の露天駐車場として利用したいとしてお

ります。

なお、本申請地の農地区分は、伊予鉄鎌田駅からおおむね 300 メートル以内にあることから、第 3 種農地と判断されます。

本件は、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

6 番、本件受人は、三世代同居で農地約 50 アールを耕作する農業後継者でございますが、現居宅が何かと手狭なことから、このたび、本申請地を祖父より借り受け、農家住宅を建築したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、住宅・事業所・公共施設・公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

7 番、本件受人は夫婦で、農地約 30 アールを耕作する兼業農家でございますが、このたび、本申請地を父親より借り受け、農家住宅を建築したいとしております。

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

8 番、本件受人は、水道業を営んでおりますが、売電事業にて新たな収入を確保するため、このたび、日当たり良好な本申請地を取得し、パネル 264 枚の太陽光発電施設を設置したいとしております。

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

本件は、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

9 番、本件受人は夫婦で、現在、借家住まいをしていることから、このたび、本申請地を祖父より借り受け、個人住宅を建築したいとしております。

なお、申請地は、都市計画区域外に位置しており、都市計画法上の開発許可は不要でございます。

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

以上でございます。

渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>続きまして、地元委員から補足説明をお願いいたします。1番は、所在地が久米地区でありますので、田中委員、お願いいたします。</p>
田中正人委員	<p>それでは、説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたが、譲受人は、松山市来住町において幼稚園を経営する法人であります。同法人が経営する幼稚園は、公共交通機関がない場所に立地しており、園児を送迎する保護者の車が集中して大変危険な状態になっております。そういうことですので、現在、職員用として用いる幼稚園敷地内にある駐車場を保護者用とし、その代替地として職員用の駐車場を確保すべく、本申請に及んだものであります。</p> <p>周辺農地への被害防除については、十分配慮するということでしたので、地元としては了承いたしました。なお、本総会での御審議、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に、5番でありますけれども、5番は、所在地が余土地区であります。森委員、お願いいたします。</p>
森映一委員	<p>はい、余土の案件について説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたように、株式会社ロイヤルカーサービスは、市内にて自動車販売・修理業を主に行っている会社です。現在、販売車両や預かり車両等の増加に伴い、既存の車両置場が手狭で業務に支障を来しているということから、今般、既存の施設に隣接した本申請地を借り受けて、露天駐車場として利用したく、本申請に至ったものであります。</p> <p>隣接農地への被害防除等もきちんとされるということですので、地元としては了承いたしました。なお、本総会での御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>

渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次、8番ですけれども、所在地が立岩地区でありますので、西垣委員からお願いいたします。</p>
西垣政美委員	<p>はい。先ほど事務局から説明がありましたが、申請人は、御幸地区にお住まいですが、再生可能エネルギーの固定買取り制度が安定している間に太陽光発電設備の認定を受け、まとまった収入を得て安定した生活を送りたいとの思いから、本申請に及んだものであります。</p> <p>隣接地への被害防除も留意していただくようお願いしまして、地元としては了承いたしました。本会での御審議をよろしくお願いたします。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第7号につきまして事務局並びに地元委員から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>なお、この案件につきましては、県許可分でありますので、1番につきましては農業会議の意見を聴いた後、その他は直ちに意見を付して、県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第8号、「平成29年度第11号農用地利用集積計画」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
片山剛主査	<p>それでは、御説明いたします。</p>

本日の案件6件のうち、賃借権の設定は3件、使用賃借権の設定は1件、所有権の移転は2件で、設定総面積は13,017平米です。その内訳は、新規が8筆、更新が3筆、売買が8筆となっています。

案件中、譲受人が同一のものは、一括して説明させていただきます。速やかな議事進行のために御協力をお願いいたします。

それでは、御説明いたします。

番号1及び番号2の譲受人は、約269アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号3の譲受人は、約301アールを耕作する農業者で、新たに使用賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号4の譲受人は、約85アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号5の譲受人は、約85アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

番号6の譲受人は、約80アールを耕作する農業者で、水田を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

以上の計画の内容は、経営面積及び農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、公告日は平成30年2月15日の予定とされており、効力の発生は公告日の翌日からです。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

渡部泰明会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、議案第8号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第9号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
片山 剛 主査	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。</p> <p>この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては農業委員会が行うため、本日の案件といたしております。</p> <p>なお、最終的に、議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては税務署の判断となります。</p> <p>番号1の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして問題がない旨の地元委員の副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされています。</p> <p>なお、一部面積について適用除外となっております。</p> <p>以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第9号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p>

渡部 純三主幹	<p>次に、議案第 10 号、「農地法第 3 条の 3 の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、御報告いたします。</p> <p>平成 29 年 12 月 26 日～平成 30 年 1 月 25 日に専決処理した案件は 25 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら 25 件につきましては、いずれも適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部 泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第 10 号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。異議ないということでございますので、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>以上で、本日の提出議案の審議は、10 件全て終了いたしました。</p> <p>せっかくの機会でありますので、委員方何か、御意見なり御質問なりお受けいたしますけれども、御発言をお願いいたします。</p>
宮内祥二郎委員	<p>ちょっとかまんですか。</p>
渡部 泰明会長	<p>どうぞ。</p>

宮内祥二郎委員	太陽光の許可が出とんですけど、田の場合は、下で作物をつくってる上でという感じになるんですか。それとも、そのまま何もつくらずにという許可になるんですか。
渡部泰明会長	事務局、説明してください。
藤久壽基次長	はい。
渡部泰明会長	どうぞ。
藤久壽基次長	<p>太陽光発電施設については、今、宮内委員が言われたとおり、そのまま、いわゆる永久転用として完全に農地以外で利用する太陽光発電施設です。</p> <p>それと、優良農地——農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、これを優良農地といいますけれども、ここは、太陽光発電施設目的では永久転用はできない。この場合に限っては、営農型といいまして、畑なり、水田も含めて、下で耕作しながら上で太陽光発電施設という許可を、一時転用としてとることができます。</p> <p>今回の議案に出ているのはあくまでも永久転用で、下で営農したりすることは全くなくて、もうそのまま農地以外にしてしまう。だから、もし法務局で地目変更申請をするなら、恐らく雑種地になると思います。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明会長	<p>今の件、よろしいでしょうか。</p> <p>車で走ってますとね、ちょうど道路に面したところで、足は高くなるんですけども、農地で、下で耕作しながらパネルを設置しておるところもたまに見受けられます。</p> <p>ほかにございませんか。</p>

松下長生委員	すみません。
渡部泰明会長	はい。
松下長生委員	太陽光1キロあたりいくらぐらいですか。
渡部泰明会長	金額ですか。 〔「18円」と呼ぶ者あり〕
藤久壽基次長	すみません、ちょっと把握しておりません。申し訳ございません。
池田友邦委員	18円じゃったよ。
西垣政美委員	こないだ新聞に出とったでしょ、45円から18円になる見込みであると。
渡部泰明会長	再生可能エネルギーの使用ということで、国策では進んでおるのに、一方では、できた電気を受ける電力側の方が何かいまいちという感じ、全国的にそういう流れだというのは感じますけれども。 ほかにございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

渡部 泰明 会長	<p>はい。ないようでしたら、事務局の方から数点、連絡事項がございます。 よろしく。</p>
片山 剛 主査	<p>すみません、失礼いたします。</p> <p>皆さんのお手元にグリーンの帽子をお配りしてるかと思うんですけども、これは、日々の現場での活動の際におかぶりいただいて、活動していますよということで、目に見える形で農家の方にもお示しできるかと思っておりますので、ぜひ、現地調査とか活動の現場で使っていただけたらと思っておりますので、よろしくお願ひします。</p>
松木 晶裕 局長	<p>すみません、来週の17日、18日、土・日になりますが、「まつやま農林水産まつり」というのが大可賀にありますアイテムえひめで開かれますので、皆さん行けるようでしたら行っていただけたらなというふうに思います。</p> <p>それと、次回の定期総会でございますが、3月9日、金曜日、10時半から予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。</p>
渡部 泰明 会長	<p>もうないですか。</p> <p>それでは、以上で、第166回総会を閉会いたします。お疲れでした。</p>
松木 晶裕 局長	<p>御起立願ひます。礼。お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">午前 11 時 08 分閉会</p>